

臨港地区内行為届出書の提出について

1 規制の目的及び根拠

臨港地区は多くの工場又は事業場がそれぞれの目的に従って諸々の活動を行っていますが、これらの活動を自由に放置しておくと港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずる恐れがあります。このため港湾管理者は港湾法第38条の2により臨港地区内での工場等の一定の行為をチェックする機能を付与されています。

2 届出が必要な行為

臨港地区内において、政令で定める面積（敷地面積5,000㎡、延床面積2,500㎡）以上の工場又は事業所の新設又は増設を行う場合、その工事の開始の日の60日前までに、「臨港地区内行為届出書」の提出が必要となります。

なお、増設の場合は当該増設の部分の面積が対象となります。

(港湾法38条の2及び港湾法施行令第15条の3)

3 届出の変更

行為の届出をした後に、当該届出に係る行為に関し、届け出た事項を変更しようとする場合は、当該事項の変更に係る工事の開始の60日前までに、「臨港地区内行為変更届出書」の提出が必要となります。(港湾法38条の2第4項)

4 届出書の記入方法について

港湾法によって定められた様式で記入してください。記入方法の詳細については別紙を御参照ください。

(お問い合わせ先)

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

電話 044-200-3073・3790

(別紙) 届出書記入上の注意

第二号様式 (第五条関係)

記入例

臨港地区内行為届出書 (工場・事業者用)

令和 元年 9月 1日

川崎港港湾管理者

川崎市長 殿



届出者

住 所川崎市川崎区宮本町〇〇—〇.....


会 社 名××××株式会社△△工場.....

代表者名〇〇 〇〇.....

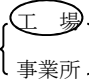
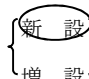

港湾法第38条の2第1項の規定により、のについて次のとおり届け出ます。

- の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積 3,150㎡
- の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

別紙1のとおり

- の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

別紙2のとおり

- のの工事の開始及び完了の予定期日
令和元年12月1日 開始
令和2年3月10日 完了
- に係る事業の開始の予定期日
令和2年4月1日

6 添付書類の目録

事業計画書

案内位置図

施設案内図

個々の施設の平面図、立面図、断面図及び構造図 (必要に応じて)

※工場又は事業場の増設の場合においては、増設によって変更を生ずる届出事項について、その増設前及び増設後の状態を対照させて記載してください。

「貨物の種類」欄には、鉄鉱石、A重油、トルエン、冷蔵車、トラック等具体的な物件名を記載してください。

「輸送に関する計画」欄には、発着地並びに港湾及びその周辺における輸送機関の種類及び積載能力、輸送経路等を記載し、港湾を利用する貨物においては、当該貨物を船舶に積み込み、又は船舶から積み卸すために利用する水域施設、係留施設、臨港交通施設等を明らかにしてください。この場合、輸送経路が文章で明確に表現できない場合においては、当該経路を明示した図面を添付してください。

記入例

別紙1

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

1 搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
□□□	3万トン /年	内航船により〇〇港より 当社川崎岸壁に搬入	1万トン /年	△△県よりトラックにて輸送	4万トン/年
合計					

2 搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
×××			4万トン /年	トラックにより〇〇に輸送	4万トン/年
合計					

- (1) 貨物の量の概計は、通常の1年間の貨物の量の概計を記載してください。
- (2) 港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸される貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいいます。
- (3) 輸送に関する計画欄には、貨物の輸送の方法等を記載してください。
- (4) 貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付してください。
- (5) 工場・事業所への搬出入の車両台数の概計を記載した書面を添付してください

「貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面」においては、工場においては生産工程、生産量、操業状況等、事業場においては従業員数等並びに算出の過程及び結果を記載してください。

増築、改築の場合は、その前後での増減がわかるように記載してください。

廃棄物の量の概計及び廃棄物の処理に関する計画

1 廃棄物の量の概計及び廃棄物の処理に関する計画

廃棄物の種類	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法
〇〇〇	500kg/年	×××処理施設	△△施設により、〇〇工程により処理

2 その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

「その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画」(こは、廃棄物の収集方法、輸送機関、輸送経路等を記載してください。

- (1) 廃棄物の量の概計は、通常の1年間の廃棄物の量の概計を記載してください。
- (2) 廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

「廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面」には、廃棄物の発生過程等並びに算出の過程及び結果を記載してください。

「変更に係る事項」は、次の例のように、変更に係る施設及び変更に係る事項を記載してください。

例・令和2年4月1日に届け出た工場の作業場の床面積

第三号様式（第八条関係）

臨港地区内行為変更届出書

令和 年 月 日

川崎港港湾管理者

川崎市長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

港湾法第38条の2第4項の規定により、同条第2項 { 第2号
第3号 } の事項の変更について、次のとおり届け出ます。
第4号

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の内容
- 3 変更に係る工事の開始及び完了の予定期日
- 4 変更を必要とする理由
- 5 添付書類の目録

添付書類は、変更後の事項を記載した書類を提出してください。たとえば、施設の構造を変更する場合には、変更後の構造を表示した図面を提出することとなります。